

「児童扶養手当」についての大切なお知らせ

平成30年8月分から、支給制限に関する所得の算定方法が変わります

I. 「全部支給」の対象となる方の所得制限限度額を引き上げます。

児童扶養手当は、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給の対象となる方の所得制限限度額を右表のとおり引き上げます。

例えば、扶養親族がお子様1人の場合は、収入額が130万円から160万円になります。

個人住民税における扶養親族数	全部支給となる所得制限限度額（受給資格者本人の前年所得） ※給与収入のみとして、所得額を算出しています。			
	収入額 (これまで)	収入額 (H30.8~)	所得額 (これまで)	所得額 (H30.8~)
0	920,000	1,220,000	190,000	490,000
1人	1,300,000	1,600,000	570,000	870,000
2人	1,717,000	2,157,000	950,000	1,250,000
3人	2,271,000	2,700,000	1,330,000	1,630,000
4人	2,814,000	3,243,000	1,710,000	2,010,000
5人	3,357,000	3,763,000	2,090,000	2,390,000

II. 所得の算定に当たって控除の適用が拡大されます。

1. (特別) 寡婦・寡夫控除のみなし適用（※児童の父母である受給者は、適用対象外です。）

①児童の父母を除く受給者（養育者）の方で、ご自身の所得額により手当額が一部・全部停止となる場合。

②同居親族の所得額により全部停止となる場合。

上記①の養育者（=受給者）あるいは②の場合の同居親族が未婚のひとり親の場合、税法上では適用されない（特別）寡婦・寡夫控除が、児童扶養手当の所得算定上、みなし適用できる場合があります。（※控除額：寡婦控除・寡夫控除…27万円、特別寡婦控除…35万円）

これにより、上記①、②に該当する方は支給額等が変わる可能性があります。

■みなし適用には一定の条件があり、受給者による申告・手続きが必要です。

2. 土地・建物の売却益（分離課税対象の長・短期譲渡所得）は、特別控除後の額で算定します。

土地・建物の売却益があった場合、税法上は、租税特別措置法上の特別控除（※下記の【参考】を参照）を控除した額が課税対象の所得額となります。児童扶養手当の所得算定では、平成30年7月分までは、この特別控除を適用する前の譲渡所得額が対象でしたが、8月分以降は特別控除適用後の額が対象となります。

【参考】土地・建物の売却益に対する租税特別措置法上の特別控除

- 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円
- 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円
- 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円
- 農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円
- マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合の3,000万円
- 特定の土地を譲渡した場合の1,000万円
- 上記のi～viのうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

■特別控除の適用の確認は、年金児童手当課が職権上でおこないますので、受給者による手続き等は必要ありません。

児童扶養手当が年6回払いになります(2019年11月分から)

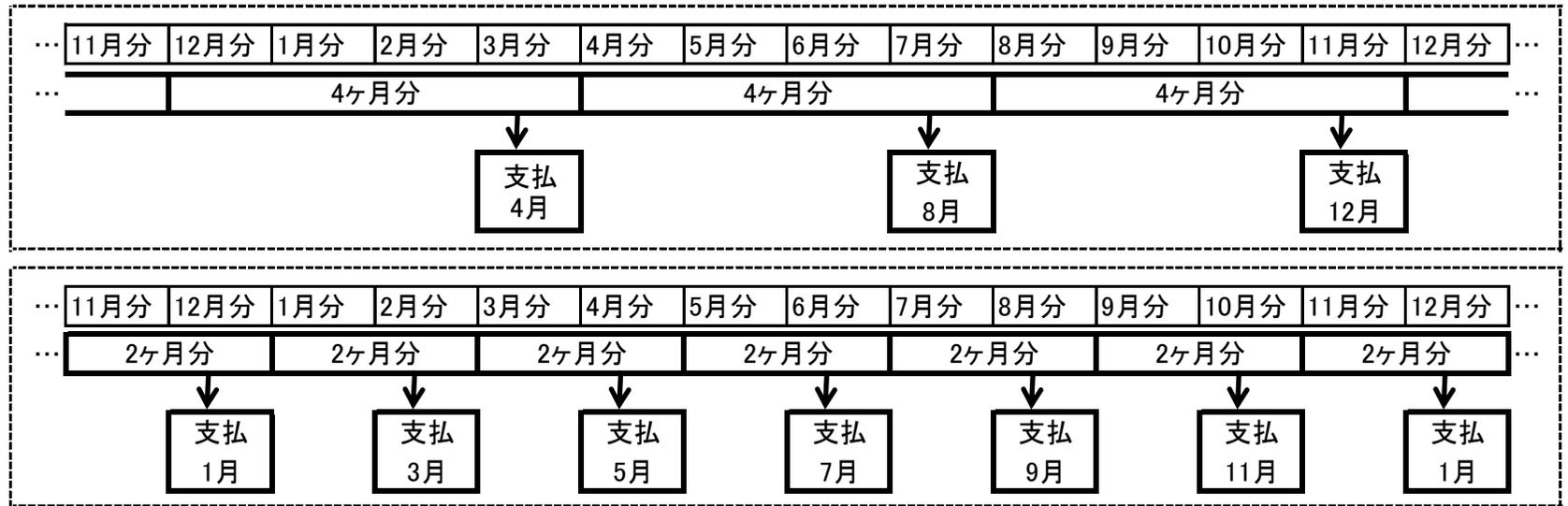
枚方市 年金児童手当課
電話:072-841-1408(直通)

2019年11月分からは、年6回、2ヶ月分ずつの支払いになります

現在
(3回/年 払い)

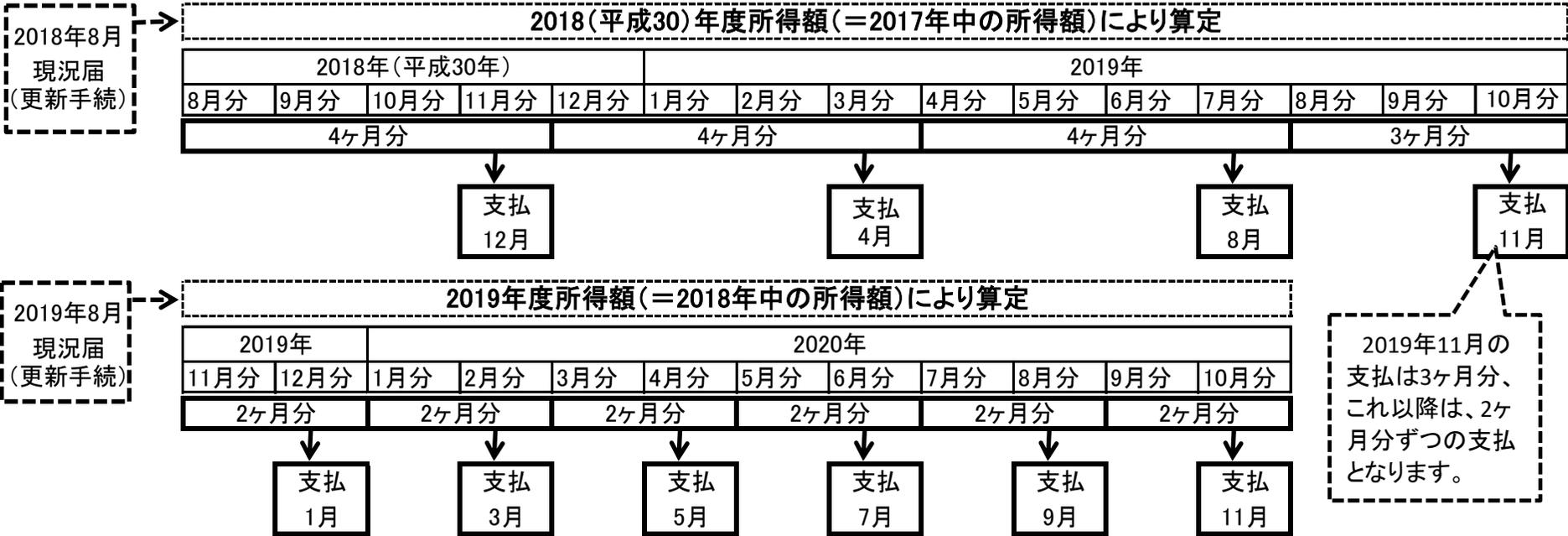


改正後
(6回/年 払い)



今後の支払スケジュール

現在は、8月の現況届(更新手続)で確認した前年所得額で、8月分以降(=12月支払分以降)の手当額を算定していますが、制度変更後は、11月分以降(翌年1月支払分以降)の手当額を算定します。



2019年11月の支払は3ヶ月分、これ以降は、2ヶ月分ずつの支払となります。